

# 大分県報

令和八年  
第七四〇号  
九月二十五日

（金曜日）

## 目次

### 告示

急傾斜地崩壊危険区域の指定 ..... 一

### ○告示

#### 大分県告示第三百八十六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として、次のとおり指定する。

令和八年九月二十五日

大分県知事 佐藤 樹一郎

| 指定区域の名称 | 所在地 |     |     |
|---------|-----|-----|-----|
|         | 市町村 | 大字  | 字   |
| 森ノ本     | 日田市 | 東有田 | 谷尻  |
|         |     |     | 後迫  |
|         |     |     | 森ノ本 |
|         |     |     | 溝ノ下 |

三四七八番の一部（標柱一号から三号までを順次結んだ線の南側の部分）、三四七九番から三四八一番まで、三四八四番、三四八四番二及び三四八五番三四七六番五の一部（標柱二号から四号までを順次結んだ線の南側の部分）及び三四七七番の一部（標柱三号と四号を結んだ線の南側の部分）  
三八一八番一、三八一八番三、三八一八番四、三八一九番から三八二一番まで、三八二二番一、三八二二番二、三八二三番二から三八二三番四まで、三八二三番六から三八二三番八まで、三八二四番一、三八二四番二、三八二五番一及び三八二五番二  
三九五六番一、三九五六番五、三九五七番、三九五八番一、三九五九番の一部（標柱六号と七号を結ん

これらの土地に伴う国有地等無番地の全部  
だ線の南側の部分）及び三九六一番の一部（標柱五号から七号までを順次結んだ線の南側の部分）